附　則

この政令は、令和五年八月一日から施行する。

外務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　岸田　文雄

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年七月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表二十八号の項中「九十五番一」を「百十五番十三」に改め、同表二百十八号の項中「宮崎県西臼杵郡五ケ瀬町大字三ケ所字西ノ谷一万五百五十二番から同郡」を「熊本県上益城郡山都町塩原字寺尾八百七十五番五から宮崎県西臼杵郡」に改め、「千七百七十五番一まで」の下に「（同郡五ケ瀬町大字三ケ所字古園千二百一番一から同町大字三ケ所字立壁千六百七十番一、同町大字三ケ所字赤谷一万六百四十九番一及び同町大字三ケ所字樋ノ木谷一万三百九十四番七を経て同町大字三ケ所字小道一万五十七番一までを除く。）」を加え、「及び延岡市北方町蔵田字小原辰四百二十一番一から同市高野町六十七番四十まで（同郡日之影町」を「（同町」に、「及び同市」を「を除く。）及び延岡市北方町蔵田字小原辰四百二十一番一から同市高野町六十七番四十まで（同市」に改める。

附　則

この政令は、令和五年八月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

厚生労働大臣　加藤　勝信

○厚生労働省令第九十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十二条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月二十六日

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第十二条関係） 一～三百四十六　（略） 三百四十七　フィチン酸カルシウム 三百四十八～四百七十五　（略）	**別表第一**（第十二条関係） 一～三百四十六　（略） （新設） 三百四十七～四百七十四　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。